

令和2年第1回田野畑村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年2月7日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 令和2年2月13日			議長	鈴木隆昭	
	閉会 令和2年2月28日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	1	中村芳正	出	6	畠山拓雄	出
	2	工藤求	出	7	上山明美	出
	3	上村浩司	出	8	中村勝明	出
	4	小松山久男	出	9	佐々木功夫	出
	5	佐々木芳利	出	10	鈴木隆昭	出
会議録署名議員	2	工藤求		3	上村浩司	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局長	畠山哲	主査	三上恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村長	石原弘		教育長		相模貞一
	副村長 総務課長事務取扱	早野円		教育次長		佐々木修
	政策推進課長	佐藤智佳				
	生活環境課長 健康福祉課長	工藤隆彦				
	地域整備課長	佐々木卓男				
	産業振興課長	工藤光幸				
	会計管理者 総務課主幹	平坂聡				
	総務課主幹 地域整備課主幹	大森泉 早野和彦				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 令和2年第1回田野畑村議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和2年2月13日（木曜日） 午前10時00分開会

#### 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第2号 村長及び副村長の給与の減額に関する条例
- 日程第8 議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 追加日程第1 会期延長の件

#### 延 会

---

◎開会及び開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまから令和2年第1回田野畑村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行します。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において2番、工藤求君、3番、上村浩司君を指名いたします。

---

◎会期決定

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、本日の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

---

◎諸般の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、諸般の報告を行います。

村長から議案2件の送付があり、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書2件を受領しており、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、会議等関係であります。印刷の上お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

なお、関係書類は事務局にありますので、ご覧願います。

次に、宮古地区広域行政組合議会臨時会の議決事件の概要について畠山拓雄君から報告願います。

6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 令和元年12月、宮古地区広域行政組合議会臨時会議決事件の概要について。

去る12月3日に招集された宮古地区広域行政組合議会臨時会において審議された議案等につきまして、その概要をご報告申し上げます。

本臨時会は、宮古市役所5階議場において午後1時に開議され、会期は1日限りでございました。

議案等は3件で、お手元に配付しております概要報告書のとおりでございます。

議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ782万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,052万4,000円とするもので、これを原案どおり可決しております。

補正予算の内容についてでございますが、まず歳出について、人事異動、給与改定及び支給実績見込みに伴い、人件費等を782万4,000円増額しております。

款項の内容についてでございますが、2款総務費、1項総務管理費、3款衛生費、2項清掃費及び4款消防費、1項消防費は、人件費に係る補正でございます。

次に、歳入についてでございます。1款分担金及び負担金、1項負担金は、歳出の増減額補正を調整の上、782万4,000円を増額補正するものでございます。

議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告の内容に鑑み、一般職の職員の給料月額等を改定するとともに、消防職等級別基準職務表を併せて改定しようとするもので、これを原案どおり可決しております。

この条例の主な内容は、行政職給料表及び消防職給料表の改定、勤勉手当の支給率の改定、通勤手当の支給限度額の改定、消防吏員に係る階級を見直すことに伴う所要の改定をするものであり、詳細につきましてはお手元の概要報告書のとおりでございます。

議案第3号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについては、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、共同処理を行っている退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行うことについて、関係団体と協議しようとするもので、これを原案どおり可決しております。

以上で報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時03分）

---

再開（午前10時05分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎行政報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行いたします。

日程第4、行政報告を行います。

石原村長。

〔村長 石原 弘君登壇〕

○村長【石原 弘君】 令和元年12月11日から令和2年2月12日までの行政報告をさせていただきます。

1月12日、令和2年田野畑村消防団消防出初式。

次のページに入りますけれども、1月18日、令和2年の田野畑新春の集いということで、議員の皆様にもご多用の中出席賜りましたことをこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

翌日1月19日、田野畑教育の集いということであります。

以下、お示ししたとおりでありますけれども、台風19号に関する点でございます。これまで災害査定、12月から1月までの第8次災害査定まで臨ませていただきました。この間、職員の頑張りや委託会社の協力、そして何よりもこの台風19号で被災した田野畑に思いをはかっていたいただきまして、盛岡市においては3月末日まで特別枠として台風19号対策に職員を派遣いただくということ、加えておおむね1月末までの県下の市町村においては、軽米町、葛巻、矢巾、花巻市からそれぞれ貴重な職員を派遣していただき、今報告しております災害査定が無事終了することができました。この間、隣接県の青森県、秋田県、岩手県はもちろんでありますけれども、できるだけ人材派遣、技術者の派遣ということで、首長職等に直にお話ししながら職員の派遣をいただいたところであり、青森県においては階上の町村会会長である階上町長、それから秋田県は東成瀬村長ということで、それに併せて大仙市、湯沢市等々の訪問をするなど、加えて姉妹都市である藤崎からも派遣いただくということになっております。盛岡市については、台風19号と東日本大震災それぞれ各1名の派遣をしていただくということで市長からも力強いご支援の言葉を頂いたところあります。台風19号、そして東日本大震災の完遂に向けて努力していることを報告をし行政報告を終わりますけれども、最後に入札1件、2月6日、お示しした入札を執行したところあります。

以上で報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで行政報告を終わります。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、議案第2号 村長及び副村長の給与の減額に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの5ページをご覧ください。議案第2号 村長及び副村長の給与の減額に関する条例についてご説明いたします。

これは、村長及び副村長の給与の減額に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案概要をご覧ください。第1、制定趣旨、村長及び副村長の給料月額を減額しようとする  
こと。

第2、条例案内容、村長及び副村長の給料3カ月分を20分の1減額すること。

第3、施行期日等ですが、この条例は令和2年3月1日から施行すること。

議案にお戻りください。提案理由ですが、村長及び副村長の給与の減額に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この給与減額に伴うあれはどのような理由に基づきこの減額をせざるを得なくなったのか、その説明を改めてしていただきたいです。それを聞いてからまた。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 ただいまのご質問ですが、12月議会において田野畑クラフトの清算に伴いまして、公的資金を導入することに関してはじめをつけるためにこのような条例を上程したものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そのクラフトの件なのですが、議案は12月議案に対してのあれはクラフトに対する貸付金430万円とたしかになっていたのですが、この前の村の広報を見ると、支援金になっていると私は見たのですが、これはどのように理解して、どっちがどうなのか、議会に出す……議会では貸し付けで提案されているはずなのです。それが、たのはた広報で見た限りでは、支援金という項目で出ているのですが、これはどういうことなのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 確かに広報のほうでは支援金ということで書かせていただいておりますが、今議員お話しのとおり……

○9番【佐々木功夫君】 聞こえないのです。

○産業振興課長【工藤光幸君】 貸付金というのが議会で議決していただいた部分でございますので、

支援金という表現につきましては、今校正の段階でそういうふうな表現になったものでございまして、次号においてその部分につきましては訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 もちろん発行元も当局なわけですが、それがそのように村民に議会と変わった表現で記載されるということは、決して好ましくないことだと私は理解するので、その点についてどう思いますか。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 誤解を与えたことに対してはおわび申し上げます。今後は、このようなことがないようにいたしますので、申し訳ありません。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 次回発行の広報に対して訂正の文章を載せるつもりですか。そこまでは考えていませんか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 次号におきまして、その訂正部分につきましては文章というか、最後の訂正のような形で掲載をさせていただきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 議会提案に基づいて質問するのですが、これについては貸付金の返済の見込みはどのぐらいに今のところなるのですか。全額返済の見通しなのですか。どうなのでしょう。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 現在12月までが営業期間の、1月から12月ということで決算が会社のほうでまとまった、清算会社のほうです、旨報告をいただいております、それで最後の株主総会を来週17日に開催するというような通知を受けております。それをもちまして正式な清算、会社の内容が固まるものと思っておりますので、それを受け決算書につきましては通例どおり次の議会に提出をさせていただきたいと思っております。詳しい決算内容につきましては、正式なものまだ見ておりませんので、株主総会後に正式な数字が固まってくるものと思っております。

それから、清算につきましては、12月に最後の総会といいますか、取締役会というか、やって、その後に清算を決定いたしまして、登記して官報のほうに告示を清算についてさせていただいております。それが1月24日付でございますので、それから2か月の申出期間がございます。その後には本当の正式なものというのは、2か月経過後、3月になってからの数字というのが正式なものと思っておりますが、これまでも議会等でご報告しておりますとおり、債権者につきましては限られた部分になるかと思っておりますので、次の株主総会の数字というのがやや最終的な数字かなと思っております。それをもちまして村への返済金等につきましても大体といいますか、見えてくる部分かなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 現段階で確かな数字はもちろん求めてもないし、まだ答えられるものだとも思っていないんですが、ただ村に430万円に対しておおむね今の段階で見通しとしてどのぐらいが返済の可能性があるのかなと、あくまでも予測なわけですから、確かなものは今の段階では当然お答えはできかねることは理解しますが、その点どうなのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時16分）

---

再開（午前10時17分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

答弁いただきます。工藤産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 430万円村のほうから貸していただいておりますが、そのうち100万円を超えるぐらいはお返しできるのではないかなということで聞いているところでございます。詳しい数字につきましては、先ほどお話ししたとおりでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そうすると、330万円前後の貸し付けと返済との差がおおむね出るわけですが、その処理等々はどのように考えていますか、村として。社長が答えるべきだ、当然。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 補正予算のときにもご説明したと思いますが、貸付金の返済分に対しては債権放棄をするという……

○9番【佐々木功夫君】 債権放棄。

○副村長【早野 円君】 はい。債権放棄するという方針です。

○議長【鈴木隆昭君】 聞こえないという声がありますので、大きな声でお願いいたします。

○副村長【早野 円君】 12月議会でもご説明いたしましたが、貸付金で回収不能分は債権を放棄するという方針です。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私がなぜこういう質問をするかというのは、いわゆる減給が月額20分の1ですか、副村長あるいは村長という案なのですが、それにしても、330万円前後のあれにしても、もちろんそれも総合性があるべきだとは理解しているのですが、それにしても余りにも差があり過ぎると私は理解するのですが、もちろん提案されたのは村長だと思っておりますけれども、そういうような思いはしませんか、改めて。いわゆる3か月、給料5%カットというの。村民の感情から照らしても、これは余りにも著しくギャップがあり過ぎると思うのですが、その放棄した金額と同様とはもちろん申しませんが、5%、給与3か月というのはちょっと村民感

情からいって私は理解できないのではないかと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時21分）

---

再開（午前10時21分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 今質問についてでありますけれども、これ政策的なのは継続的な流れがあるとは思いますが、この間話したとおり、持続することはかなわないということの責任において決断したものであり、その際お話ししたとおり、これは一旦閉めざるを得ないけれども、次の施策としてこれは放置できないのを含めて、未来形も含めてこれは責任をとっていくということもお話ししたつもりですので、その点過去の経過、そして閉めるに当たっての責任、それからこれを放置しないで森林資源をいかに活用するかということの未来という部分を含めて物を考えてまいりたいと思っておりますけれども、気持ちとしてけじめをつけるということでこの提案をしたところですので、その位置づけについてご理解いただきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 何か答弁になっているのかなと私は疑問に思うわけですが、要するに一般職の場合は10%限度というような形にもなっているわけですが、そうでなくても一般職に照らし合わせるぐらいの気持ち、いわゆる会社が閉じなければならない理由は当然議論今までもしてきているわけだから、ではその閉じたものの責任というのに対してやっぱりもうちょっと責任を、金額によって責任が重いか軽いかも比較するのどうかとは思っておりますけれども、それだけでなく10%、しかも3か月でなく6か月ぐらいあってしかるべきではなかったのかなと私は一議員としてそう思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 ご意見として承ります。

ほかございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 村長及び副村長の給与の減額に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長【鈴木隆昭君】 起立多数と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 タブレットの3ページをお願いいたします。議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する目的、田野畑村立学校給食センターにおける調理用等の業務に供するため。

2、取得する財産、厨房機器等。詳細は別紙、次のページのとおりでございます。

3、取得金額、7,590万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額690万円。

4、取得の方法、買い入れ。

5、契約の相手方、住所、岩手県盛岡市津志田南2丁目2番38号、氏名、株式会社中西製作所盛岡営業所所長、及川勇哉。

次のページ、別紙をお願いいたします。この表は、今回取得しようとする備品の室名ごとの一覧でございます。左上、検収室、A1、移動検収台から、右下、準備室、K3、クリーンロッカーまで計42備品、125台でございます。

次に、説明資料をご覧ください。3ページをお願いいたします。3枚目は、各備品の配置計画の平面図でございます。

4枚目から28枚目までが各備品のいわゆる単品図というものでございます。

参考といたしまして、購入金額が200万円以上の備品8品についてご説明をいたします。資料の18ページをお願いいたします。左上、調理室で使用する電気回転釜、単価342万4,300円、数量は3台、計1,027万2,900円です。

次に、資料の27ページをお願いいたします。右上、洗浄室で使用する食器、食缶洗浄機、単価803万3,300円、数量1台でございます。

次に、資料22ページをお願いいたします。右下、コンテナプールで使用するコンテナ消毒保管機、単価250万9,100円、数量2台、合計501万8,200円でございます。

次に、資料の21ページをお願いいたします。左下、あえ物室で使用する真空冷却機、単価344万7,400円、数量1台でございます。

次に、資料の16ページをお願いいたします。左下、調理室で使用するスチームコンベクションオーブン、単価287万3,200円、数量1台でございます。

次に、資料の15ページをお願いいたします。右下、調理室で使用する電気立体炊飯器、単価138万8,200円、数量2台、計277万6,400円でございます。

同じく15ページ左下、調理室で使用する全自動洗米機、単価217万3,600円、数量1台でございます。

資料23ページをお願いいたします。右下、コンテナプールで使用する食缶消毒保管機、単価211万9,700円、数量1台でございます。

次に、納期についてご説明いたします。納入期限は、令和2年3月31日としておりますが、給食センターの整備工事は資材の不足等の諸般の事情により、当初の計画より完成時期が遅れており、建築工事等と同様に事故繰り越しをお願いし、納期を延長したいと考えております。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

議案にお戻りください。提案理由でございます。田野畑村立学校給食センターにおける調理用等の業務に供するため、厨房機器等を買入れようとするものでございます。これがこの議案を提出する理由です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 厨房機器専門の取扱いなのかなというふうに理解しましたけれども、この入札に関しては何社が見積もりを提出したのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 お答えいたします。

入札においては、指名選定委員会等において指名しまして、3社の入札でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 済みません、指名選定委員会において3社ということで、条件、まず納品等々できなければということにはということにはなると思われるのですが、まず確認ということで、その3社がうちのほうで発注をかけたら、それに対応できる会社がまず3社であったということで、その3社に入札の依頼をして、3社ともから提出があったのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 まず、入札の方法は、要するに指名による入札ですので、3社が札を入れるという話であります。そして、選定の仕方ですけれども、この3社においては、要するに近隣の町村を参考にしました。給食センター等近隣町村が既に実施しておりますので、それ

の備品の扱いの近隣の市町村を参考にしたということ、そしてその参考という意味は、実績がある業者3社を指名したということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。先ほどちょっといろいろ諸事情があって建設が遅れているというのがあって、備品等々が入ってきましたけれども、給食センターに係る必要なものについての購入というのはこれで終わりでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 基本的にはこれで終わりであります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 ちょっとずらっと品物を見た感じで、どんなのかなと、炊飯器とかというの分かるのがあるのですけれども、これが備品が設置されて、給食センター全体とかもできるわけなのですけれども、今ある古い給食センターのほうで、それこそ細かいことを言うと、箸とか調理するときの菜箸とかへらとか、そういうふうなところというところが出てくるのですけれども、それは今のもので対応できる仕様だということによろしいのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 今備品購入ということで、基本的には今使っているというか、現給食センターの備品はかなり古いものではあるのですが、まず使えるものは使いたいという当然思いもありまして、例えば給食用のコンテナ、小学校2台、中学校2台なのですけれども、まず2台は新しいので、今回の購入は2台と。それから、牛乳の保冷庫などもまだ使えそうなので、そういうのは使っていこうということで考えております。あとは、具体を、例えば調理に使う道具などについては現場の調理員と相談しながら、まず使えるものは使っていくというような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 先ほど次長のほうから答弁があったのですが、備品購入についても事故繰り越しを考えていると。給食センター本体の完成予定時期をお知らせいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 今年の6月ころ完成の予定で進んでおります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 率直に言って、なぜか怪文書が私のところにも来まして、恐らく当局等々、村関係各位ということであると思うのですが、議会事務局にも来ているかどうか、当局にも来ているかどうか、まずその点から確認をお願いしたいです。具体的にしゃべるか。

○議長【鈴木隆昭君】 では、続けて8番、どうぞ。

○8番【中村勝明君】 私のところにも、怪文書でありますから出どころがどこなのか、出どころが分か

れば怪文書にはならないわけですが、報道機関各位、田野畑村関係各位、そして

＝……

○議長【鈴木隆昭君】 8番議員の質疑中ですが、固定できる中身ではないと思いますので、お気をつけいただきたいと思います。

○8番【中村勝明君】 分かりました。では、デリケートな問題でありますので、本会議で取り上げるのも本当は慎重を期しなければならないという考えで言っているわけですが、では端的に、私のところにも来ているのですが、当局、あるいは議会事務局にこの報道関係各位、田野畑村関係各位の怪文書が届いているか、その点をお願いしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 それでは、議会のほうから先に答弁したいと思います。議会事務局には届いております。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 村当局のほうにも届いております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 議会で取り上げるべきかどうか、何とも言えぬ、議長の許可があればできるというふうに考えておりますが、私もあくまで出所不明の文書でありますので、どうなのかというふうな思いもあったり、しかし今考えてみますと、火のないところからは煙が立たないということわざもありますから、当局ではこの怪文書がファクスで恐らく来たと思うのですが、どんなふうを受け止めているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時38分）

再開（午前10時58分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 休憩前の私の発言の中で、これはやっぱり非常に怪文書の下での質疑でありましたので、議長の注意もありましたのでありがたいことなのですが、撤回をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長【鈴木隆昭君】 ただいま8番、中村勝明君から、先ほど差出人のはっきりしない文書について、中身の

がございました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、中村勝明君からの発言取り消しの申出を許可することに決定いたしました。

それでは、答弁保留している分、早野副村長。

○副村長【早野 円君】 先ほどの怪文書に対して当局はどう考えているかというご質問でしたが、怪文書でありまして、議員が火のないところに煙は立たないとおっしゃいましたが、そもそも火があるかどうか分かりませんので、こちらとしては何とも回答のしようがないというような回答になります。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 怪文書ですか、不可解だから怪文書になると思いますが、ただ怪文書だからといって全く関係ないわけでもない。ある反面は、我々は自覚しなくても怪文書を出す心当たりがある外部の者が存在するかもしれません。ですから、やはりこれは当局はもちろん、我々議会も悪いではなくして、クリアな形といいますか、時間かけて議論しながら、後に禍根の残らない判断、対応をすべきかと思いますが、いかがお考えですか。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 今副村長が答えたとおり、公の場で怪文書という言葉が適切かどうかとして、伝われるということで使わせていただきますけれども、怪文書に対して今関連する質問がございましたけれども、怪文書でありますので、質問の中には火があるならばということでありますけれども、その火も我々としては考える余地がございません。しかし、出す側、誰かも分からないけれども、そういうふうに行為があったという事実だけが残ったということでありまして、そういった意味で我々は、先ほど担当課長が話したように、選考委員会を通じて他の市町村の例に倣い、委員会として出された答えに対して決裁をするという流れでございますので、粛々とやらざるを得ないということでもあります。また、関連で質問については、様々な点を考えなければならぬということもあろうかと思っておりますけれども、ぜひ議員の方々にもご理解いただきたいのは、この怪文書によって何がということはございません。また、そのことはご理解いただきたいと思うし、今回の議案に関しても同様なものであり、これまでと同様の処理をしてきたということにつきましては、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 議長にお願いがあります。当局に資料提供のお願いをしていただきたいです。入札調書です。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時04分）

---

再開（午前11時08分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

ただいまの5番議員の入札調書につきましては保留いたしまして、ほかの質疑を先に進めたいと思います。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 1つは、5,000万円以上という高額な額なわけですが、これを3社に絞られたという、絞らざるを得なかったというか、普通は5社ないし以上ということになると思うし、それからあと一つは、近隣の町村にこの種の関係をやっている、いわゆる入札参加ができる業者があるのかなのか、これを伺いたい。

それから、あと一つは、臨時議会として招集しなければならない理由、いわゆる給食センター本体の入札の今までの経過、経過というのは時期の問題で、金額とかそういうのではないです、等々踏まえれば、私は定例会、いわゆる12月でも可能ではなかったか、あるいはさっき工期は遅れているということ、繰り越しにしなければならない等々の理由からいけば、3月の定例でもあるいはよかったのではないかというように私は個人的に思うわけですが、それらを考えていくと、非常に私なりには不自然な発注なのかなと疑いたくなるし、それから怪文書の中で、はっきりと「田野畑村長、石原弘が民間企業と癒着」と、こう明記されているわけです。NとかKとかYとかという問題ではない。はっきりとなっているわけです。ここまで来て、しかもこのファクスは、多少の時間はずれるか、6日の入札日の5時45分に来ているのです。だから、この関係の入札に関わる問題だと、いわゆる疑惑的なものの疑いがあるという判断に基づかざるを得ないのではないかというように理解せざるを得ないというようなことから、そういう我々例えばこれを全く無視するというような形で審議するわけにはいかないだろうと、私はこう思います。

以上に対して質問しましたが、答弁をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今の質問に対して答弁いたします。

要するに業者においては3社を指名しましたが、それは5社以上ではないかというような話もありました。そのことに対してお答えしますが、これは近隣の市町村を参考にしたとか、その実績だとかというものを踏まえまして、これは例えば近隣の市町村というものを参考にしたものの町村においてもそれは調べましたが、3社でございました、それぞれが。それから、村として、先ほども答弁しているのですけれども、この3社においては、給食センターの備品としての実績があつて、そして近隣の町村でもそれぞれの実績があるというふうなことを踏まえまして、3つ

を選定しているということでございます。指名についてはそういうことです。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 私のほうからは、今回臨時議会を招集したということについてお答えしたいと思います。

まず、給食センターの整備につきましては、いろんな諸般の事情により遅れているというお話をしたと思うのですが、工事の発注につきましては、まず建築本体を入札をして、その次に機械、電気ということを入札をしました。当然厨房のほうにつきましては、本当に建屋ができなければ厨房入れられないということがありましたので、厨房のほうは後回しというか、最後のほうに入札をしたいという考えのもとに進めてまいりました。この給食センターの整備事業につきましては、財源として国のほうから交付金も頂戴する形をとっておりまして、当然事故繰り越しの申請があるということもあって、3月定例会では若干その申請に係る事務が遅くなるので、大変申し訳なかったのですが、臨時会でお願ひしたというような事情でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それでは、村長に伺います。

この業者3社についての村長が一番多分接触等、いわゆる会っているあれがあると思うのですが、時期的に一番最初に会った、何回ぐらい、どのように会っているか、もし差し支えなければ参考までに伺いたいと。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今の話のように、いろんな機会为名刺交換はしたかもしれませんが。これに伴ってということはございません。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 ある程度遡って思い出せる部分もないですか。

それと、この際お話ししますが、村長は、前にも、12月定例会にもあるいはこれは口を酸っぱくして言っているのですが、東京出張等々でも、業務の内容は一切、この前2日ほど触れた分もあったが、ほとんど触れていない。それから、盛岡出張もしかり。出張先は分かるけれども、用務が何なのかということが全然明記していない。したがって、それら等々も含めても、こういうような怪文書が出れば、結局は疑わざるを得なくなってくるわけです。本来は、そういうものを、きめ細かくとは言わないけれども、ある程度な訪問先等々を新聞等で……ほかの市町村はほとんど、全てとは言いませんが、ちゃんと内容をきめ細かくではなくても、大ざっぱでも挙げているのです。これを田野畑村長に限り挙げているということは、まさにこの怪文書に照らし合わせざるを得ない状況ではないかという判断が基づく、私はそう考えています。だから、前にも言った、村長は村民に疑われているのですよということを私は何回もこの場で発言しているわけ。そういう点についても、決して何も無いよというようなことを、はい、そうですかという、簡単に

受けるわけにはいかない状況だと私は、いろんな過去のいわゆる村長の行動、どこへどう、行き先は分かるけれども、用務の内容分からないということは、私はこういう類にひとしく疑わざるを得ないやと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 前日も同じような質問があって、いわゆる規定の会議でなる場合と、政策をするためにいろんな方々と会うということでありまして、私は自信持って村民のために政策のコアとなるものをしっかり見つめ、お聞きし、助言を頂くということに徹して、それを生かしていくということ、この点については、そして職員の人たちにも同様に旅をすること、いろんな人たちに会うということを奨励しております。よって、そのことと今いわゆる怪文書のこととがつながることは一切ございません。よって、そのことを合わせて、かものように話しするのは心外でございます。よって、そのことについてはご理解を賜りたいし、できる限り村民のために活動することを、基本は初心を忘れずにやっているつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 村長、ここは議会であり、やっぱり少なくとも議会の発言等々は、何もかにもとは言えないけれども、しかもそれが自分のため、村民のためになることは、その発言を尊重して行動すべきだと私は思います。私の発言だからどうか、誰の発言だからどうではなく、やっぱり議場で発言された部分については、可能な限りそれを尊重すべきだと思うのですが、今の答弁聞いても、そういうあれは一つも答弁がないわけです。どういうことですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 決して、他の市町村もそうなのですからけれども、東京出張、仙台出張ということで、いわゆる公人としての姿勢のラインは越えないというのは基本であります。よって、相手に対する政策的な部分、まだ表には出せない部分を含めてその素地をつくるということも政治家の大事な活動でありますので、今お話しされた点については、その俎上に上げられるような努力をしつつ、その前段の部分についてはそういった形で各首長もおやりになってお聞きしておりますので、そういったことで村が小さくても凛と光るために努力を重ねていることについても、議会の皆様にもご理解いただきたいし、その努力を惜しまないでやっていく。今の趣旨については、参考に頂きながら努めてまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時21分）

---

再開（午前11時22分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

それでは、午前中閲覧の時間といたしまして、昼食の時間も含めて午後1時まで休憩といたします。

休憩（午前11時22分）

---

再開（午後1時00分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を許します。

7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 再確認になるかとは思いますが、怪文書みたいな感じでファクスとか入ったときに、たまたま入札をする日に入っているわけなのですから、それを見ても特に非もないし、そういうふうなそこに書かれてあるようなことは何もないから、非がないということで、なので無視していいということではないでしょうけれども、特にそれをどうのこうのということではなくて、まず入札はそのまま進めていいというふうに判断したというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 そのとおりです。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美君。

○7番【上山明美君】 そういうことで、全くそういうことはないということなのですが、例えば本当に私なら私にも非はなくても、ちょっとした発言とか行動が違うふうにとられてというふうなこともなきにしもあらず、意にそぐわないふうに進んでしまう、理解されてしまうというふうなことがあるのですけれども、では出どころを調べるといっていいのですけれども、そのことについてはもうちょっと追求するとか、何か勘違いされるようなことがあったからというふうな感じで、検討しなければならぬとか、追求とか検討という言葉が適切か分かりませんが、ちょっと自分たちのことも振り返って考えなければならぬというふうなことは思わなかったのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 こちらとしては、考えることはございません。ただし、相手側はどういうふうな自分の論理でそういうふうな行動になったかについては、これは推しはかられないのがまた怪文書でありますので、その時点で先ほど話したとおり判断したということです。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 改めて、指名する委員のメンバー、あるいはキャップ等々をお示し願えればと思います。村の指名するメンバーですか、その委員、構成メンバーどういうふうになっていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 指名競争入札参加者選定委員会規定というものがあまして、組織という第3条組織がありましたが、委員長は副村長、私でございます。委員は庁内の各課長です。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この怪文書の捉え方等々を含めて、いわゆる今業者等の声の中には、やはり久慈地方の業者に主として指名されている、あるいは実際落札もしているというようなことで、本来は岩泉、あるいは広域等々の考えからいけば、宮古等が中心になってしかるべきではないのかなという考えもあるし、特に岩泉が隣接市町村、あるいは建設業協会等にも今年も新年会とか案内があつて、多分村長も行ったやに聞いているし、それらがやっぱりまず災害とか、災害は隣接市町村だから両方にまたがることは往々にしてあることだけれども、ではなく、単独で何かの、要するに山林火災とか、いろんなそういう等々のことも考えても、やっぱりそういうお隣のお付き合いも大事な部分だろうなと思うし、岩泉町の場合は業者の規模も限られているけれども、やっぱり広域というものの範囲を参考にとりか、重視したような形の指名があつてしかるべきだろうなと思うのですが、指名のトップは副村長ですから、考え方を伺いたいです。今の久慈市を中心とした業者が往々にして、建築はじめ、あらゆるあれで多いわけですが、私が言っているのは、広域というのをむしろ重視する形が好ましいのかな。というのは、なぜ改めてそういう質問をするかというのは、いわゆる癒着があるいはどうなのかなという意味も含まれ、私が質問するのはそういう意味も含まれた中で質問しているわけですから、基本的にどういう考えからそのようになっているか伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 基本的に指名競争入札参加者選定委員会というのは、あくまでも担当課のほうで業者をピックアップして指名選定委員会のほうに上げてよこしますので、それを選定委員会のほうでは資格基準に照らして審査して決定するということですので、委員会そのものが業者を抽出するということではございません。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 だって、その選定委員会の委員長だから、最終的な権限は選定委員長の権限で右にも左にも振れるものではないですか。あくまでも長は関係ない、単なるオブザーバーという理解でいいのか。それは、私は違うと思います。各課に任せ切りというような、そんなことにはならないだろうなと。

それから、田野畑の場合は、ほかの市町村はよく分からないですけれども、往々にして恐らく地域整備課が中心となっている。あらゆる工事、いろんな工事に関わる問題でも、人員の問題やら、専門家が少ないとか、そういう、あるいは専門的なもの要らないとかという、そういう意味も含まれてはいるかと思うけれども、それらはもっと、選定委員長のやっぱり考え方、長の指示に

よっては右にも左にもなると私は思うのですが、それは関係ない部分ですか。ちょっと答弁を、私は理解できないです。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 選定委員会としましては、まず工事等の規模にもよりますけれども、第一には村内業者を優先するような考えでおりますし、第二義的には、先ほど議員がおっしゃったように、広域の、隣接の市町村等の業者を一応はピックアップしてよこしますので、それによってはそれでいいとか悪いとかという判断はいたします。結局まずは村内の業者を優先で、その次には広域というようには一応は考えてはおります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、村長さん、直接伺いますが、先ほども申し上げた、岩泉、田野畑の建設業協会等のいわゆる新年会だとか、そういう総会も含まれているか分かりませんが、そういうところへお招きいただいているということはどのようにそのことについて理解していますか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今議員がおっしゃっている点もあろうかと思えます。今選定委員会の委員長が話したように、村に住んで業を行っている人たちを優先ということで、それでもできない部分については委員がおっしゃったとおりで、広域な中でどう選ぶかという2次、3次の考え方によるものだと思いますので、そういった点を大事にして、委員会で答申していただければと思いながらお聞きしたところです。そういう姿勢で皆さんの意見を聞くという場でもあろうかと思えます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が申し上げているのは、議長どのように聞いたか分かりませんが、実際村が指名等々やっていることと今答弁したことは異なっているのではないかなと、私はそういう意味で発言しているのですが、なに私が言っているとおりなやのように聞こえてきたのですが、議長はどのように聞いたか、失礼ですが、復命をしてもらえれば。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時10分）

---

再開（午後 1時11分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 先ほど話したように、選定委員会とすれば村内優先ということでありましてけれども、お話しされたように、いろんな協会等で集まった中で、協力していただく段になれば

協力していただくという姿勢でお願いをしたいですし、またいろんな話を、ご助言を、参考意見を聞く場でもあろうと思いますので、考え方とすれば議員のおっしゃった件については同じ方向で考えているということをご理解いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私の頭では理解できないわけですが、答弁について。それでは、もっと掘り下げてというのか、別な角度から。では、久慈市あるいは久慈管内の建設業協会のそういった新年会にご案内を頂いたことがありますか、ありませんか。そこを確認したいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 久慈地方という話ししましたけれども、ございません。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それは恐らくないだろうと思って伺ったのですが、そのとおりにないわけですが、それは田野畑、岩泉の業者が何を意味しているのかということを理解できないですかということをお伺いして、そこをどのように理解しているかという意味なのです、私が質問したのは。それとちょっとギャップが違っていると思います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 そういう趣旨を踏まえて、当然村の執行をする選定委員会の委員の課長の方々も今の点を押さえながら選定作業を行っているとは思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 課長とか部下のことではなく、自分自身のことを伺っているわけですから、それに対する答弁を自身がしなければならぬし、自分のことだし、他の部下がどうのこうのとかという問題では私はないと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 よって、先ほども話したように、委員会の指定は委員長としても、私としても同じように村内優先と。それでもできない案件につきましては、それを広げていく。広げる中で、さっきの関連質問があるように、これが執行できる体制なのかも含めて委員の方々には議論しているということでもありますので、決してその作業がどうのこうのではなくて、同じ姿勢の中で取り組んでいるということをお話ししているまでであります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、指名競争入札からもっと掘り下げた、いわゆる公募型というものもありますよね、入札の方法とすれば。私が久慈地方の業者、どちらにどう偏ったような意味で伺っているのではないのですが、むしろ村のほうが偏っているのではないかという意味で伺っているのですが、やっぱり久慈地方の業者が主となるというような状況というのは、果たしてどうなのかなと。なぜではそうならなければならないのかなという一般的な理由を聞きたいです。なぜそ

のようにならざるを得ない、なっているのか、こう聞いたら一番答えやすいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 私がさっきも話したように、公で介入することはありませんけれども、同時にやはり村としての姿勢という点では、先ほど話したことを踏まえてお願いをしたいと思っております。そういう事務的な部分については、いろいろ重ねて議論をしていると思いますので、その点については私の答弁している範疇ではなしということでご理解いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 このことが、いわゆるある地区に偏っている云々というのは、これも一つの民間企業との癒着というような疑いの部分では当然出てくる分野かなと、私はそう思わざるを得ないわけです。だから、よってそれなりの理解があって、私だけが議員ではないわけですが、議会の議員の皆さんが理解するような答弁を頂きたいという私は意味で伺っているわけです。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今の議論は、委員会制度そのものについて私は不介入であるという話をして、ただし今議員がおっしゃった点がそこにとということがあるということは、私は論点の話ではないかなと思います。ただし、今言った形を堅持するために、第三者的に委員会というものが設けられ、ただしそこを束ねる者の責任として、地元志向を優先しなければならないのが一義的な問題だというお話をしました。よって、偏りとか何かについても、いろんな選択、選定基準をする上での事務的なことだと思いますので、そこらについてはご理解いただけるように、どういうふうにするかがもし課題ならばまた協議するとして、ただしここについては、先ほども縦覧方式といいましたように、心得てやっていくということをご回答させていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今の答弁の中で、第三者委員会と、副村長は第三者委員とはあれですが、この場合は今答弁した分野で、第三者委員会とはどこの組織の部分を言っているのだから、それを伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 私が第三者的な組織としてそれを委員会というのがあるのだからということでもありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 第三者委員会というのは、副村長がトップを務める、村長とすれば第三者委員、ある意味では第三者という表現は当てはまらないのではないかと私は思うのですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 こういう委員制度というのは、その設立した背景には、そういったことを考

慮すべきだということで、第三者と区切らないで、第三者的な機能を保持して執行しなさいという指導を受け、または考えてきたわけですので、そのことを話ししているまでであります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、質問の角度を変えます。第三者的な立場の委員ということが、副村長がその委員長ですが、先ほど申し上げた、久慈地方に大きな、もちろん村外の業者では当然そういう規模の業者とすればあり得ない部分だとは思いますが、何で久慈地方に主として公募ではない指名せざるを得ないのか、それを伺います。明確な答弁をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時20分）

---

再開（午後 1時21分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 指名に関しては、偏った業者を指名していることではありません。というか、そのようなデータではないです。宮古も盛岡も広範囲に業者を指名しております。偏って久慈地方の業者を指名しているという事実はございません。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、ちなみに先ほどのいわゆる今提案された物件については、特殊な工事かもしれないが、3社の指名になっている。では、一般的に例えば5,000万円以上、同等の、いわゆる規模の指名業者は何社を、一応基準ではないにしても、前提に置いた指名をしているのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今の質問の、要するに工事の内容、例えば土木工事、あるいは建築工事、今のように備品のような工事というか、様々な職種においてのことがあるわけですが、それで今回の備品においては、先ほど来から言っているとおり、3社のなかは実績というふうなものを加味しながらという話。それから、建築の本体のような工事においては、それは久慈、宮古、あるいは盛岡等々幅広く、A級という工事内容におけるランクづけがありますので、そのことをもって幅広く指名していると。そういう中で、もし久慈が多いというふうに捉えたとすれば、それは指名はしておりますが、落札として久慈のほうが宮古のほうより多い、あるいは盛岡のほうより多いというふうに見えるというふうなことかと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が伺ったのは、何社ぐらいを規模に、地区がどうのこうのはさておいて、何社ぐらいを限定とした数を伺っております。それが宮古だろうが久慈だろうが盛岡だろうが、

そういう意味で伺ったのです。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 何社以上、要するに指名して入札するというのは、基本的には3社以上を基本としております。それで、あとは当然3社という話ではありますが、さっき言った土木工事だとか建築工事というふうなものは、それなりのA級というふうなランクづけがあるとすれば、県のランクづけを参考にしながら、それが5社なり10社なりというふうな幅広さもございます。今回の備品においては、近隣の市町村も参考にしながら、この3社、そして田野畑村もそれなりに関わりある業者というものを加味しながら、3社というものを今回は指名したという内容であります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が伺っているのは、この業種はある意味では特殊的な部分も含まれているという判断からあるいは3社に絞られたかも分からないし、また3社以上といううたい文句とか、規約か制約もあるという中では、当然必要最小限の数にはなっているけれども、私がさっきから言っているのは、一般的なものを含めて、いわゆる同等な資格、同等な規模の内容等々で指名される場合、何社ぐらいを、今まで実際した例があるわけだから、5社なのか6社なのか8社なのか、そういうある程度基準とは言えなくても目安というものはどのようになっているのかを伺っているので、この種の部分だけを伺っているのではないのです。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 答弁として何回も同じ答弁になるかもしれませんが、指名競争入札するときの原則というのは、3社以上をまず原則とするというものがああります。それから、先ほど言った建築工事、土木工事等々、職種が違うようなものになれば、それは専門性も加味しながらということになればという話もありますが、それが5,000万円以上の工事は10社でなければならぬ、8社でなければならぬ、そういうふうな決まりはございません。ただ、考え方として、その工事の内容等々踏まえれば、そしてその実績等踏まえれば、今回の工事においてはそれは5社なのか10社なのかというふうなことを担当の課とすれば幅広く県の工事のところの実績も加味しながら、それぞれ選定するというふうな考えであります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が質問しているのはかみ合わないようだけれども、要するにこの怪文書を参考にするために、これを参考にですか、そのために質問をしているのであって、これが絶対こうだとかこうでないとかという部分ではないわけですから、ここは臨機応変な答弁でいいかと思うのですが、あとは議長がどうするか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時27分）

---

再開（午後 1時32分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

佐々木地域整備課長、答弁を求めます。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 具体的な話をしますと、今回の給食センターにおける建築工事というものにおいては、11社を指名しました。それから機械においては11社、それから電気においては13社というふうな内容になってございまして、そしてこれはそれぞれの工事内容の特殊性等々を加味しながら、それが8社になるか10社になるか13社になるかというふうなことは、それぞれ工事内容等を加味しながら指名していると、そのような内容でございまして。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 改めて、今の給食センターの建屋、いわゆる本体の設計は岡野建築設計事務所なのか、それとも他者なのか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 設計は、株式会社岡野建築設計事務所盛岡営業所でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 怪文書が2月6日に来ているのですが、そのときに指名選定委員会で話し合いがあったのかないのか。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 話し合いということはありません。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 怪文書が来たとき、来たことは確認している。だけれども、教えないで、話し合いもしないで入札したということですか。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 内容の1行目が選定委員会とは全然違うものでしたので、しかも怪文書ですので、信憑性が全くないと判断したので、特に話し合いは持ちませんです。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 そうすると、この指名選定委員会というのは、その課と副村長というの2人だけで決定するということですか。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 いえ、委員長が私で、庁内の課長が委員です。

○議長【鈴木隆昭君】 庁内の全課長対象ですか。

○副村長【早野 円君】 はい。全課長が対象です。庁内。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私も午前中の質疑で中身の言葉を発しておりまして、非常に心苦しく思っているのですが、今の4番議員とのやりとり、やっぱり村長は組織の長でありますから、入札関係の長は、9番議員とのやりとりもあったのですが、やっぱり全ての責任は村長にあると思うのです、役場内の出来事については。やっぱり私も早朝にこういうファクスを頂いたというか、もらって、実はいろいろ考えました。中身を見れば、見事に大変な中身が書いてありまして、恐らく副村長も中身を見たらいろいろ考えたと思うのです。恐らくこれも朝に来て、出勤をしてきた村長に見せたと思うのですが、少なくとも組織の長でありますから、話し合いはこんな場合はすべきだと思うのですが、今回はそういうことで、ある面では過ぎ去ったことでもありますからやむを得ないかもしれませんが、これからのことについては、重要な中身、癒着とか忖度という言葉も中身としてあるわけですから、質疑の中で今回はないとは私も信じてはいるのですが、今後こういうことがあった場合は、がちり打ち合わせ、話し合いはすべきだと思うのですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 先ほどの副村長の答弁は、委員会としてという話でしたと思うので、彼からは朝に怪文書なるものが来ましたということで報告は受けました。ただし、今話があったように、そういう事実はないので、そのまま執行するというで指示したところです。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 村長、お言葉ですが、判断は、今回は寝耳に水だったでしょうから、今回ほどはある面ではやむを得ないと思います。答弁を認めます。しかし、組織の長の在り方として、やっぱり協議はすべきだと思います。そこはどうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 副村長として、選定委員会の委員長としての立場を踏まえながら、その朝に協議がございました。報告がございました。怪文書が投函されてありましたということで中身を見せていただきましたけれども、委員会の判断するのとおり、私としてもその中身を見て、これによって執行を回避するというものもないので、そのまま執行させていただくということ、先ほど言ったように、副村長と私のほうで協議したということをご理解いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 1つは、自分自身も三十数年議員として経験あるわけですが、こういう文書もらった記憶はまずないのです。というのは、もちろん田野畑村をある意味ではこれが白だとすれば、ばかにしているのか、あるいは村長をばかにしているのかとも捉えるわけですが、少なくとも田野畑村の恥だということは、これは言えると思うのですが、村長はこの点をどう考えますか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 そのとおりだと思いますが、ただしいわゆる怪文書そのもののことが、私は評論家ではないので、ただしそれをコントロールし得るまでの立場でもございません。また、そういったことがないようにしなければならないとは思いますが、防ぎようがないこともあろうかと思いますが、疑念が生じないようにしなければならないという思いもしながら、またはそういう事実もございませんので、ただし今言ったように、村がということについては、これはないように皆さんにご理解をいただく、そういう配慮の行動をしていただくということを常にお願ひしていきたいものだと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この文書だけで何もそうだとももちろん断言できる何物も持ってはいませんが、かといって何もないということを断言できることもないわけです、はっきり言って。ということは、やっぱりどうしてもこのきょうの結論というのは、非常に私は難しいだろうなと。やっぱり何らかの期間を要する必要があるのではないかなというように私自身は思うわけですが、皆さんどう考えるか、非常にどうあれしても難しい、あるいは先の見えないような内容だと思うのですが、少なくともこういうのが、怪文書とはいえ村長の名がそのとおり出ていても、非常に今の段階では残念だなと思うしかないわけです。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 あくまで怪文書ですから、その人がどういう気持ちでそういうふうになったかというの推しはかれません。また、我々とすれば、そういうふうな事実はございません。また、怪文書によって———————本当に申し訳ないと思います。または、地域経済としてこれを動かしていくことの責任もございしますので、そういった意味では本当に残念だなという思いは同じでございしますので、その点については推しはかりながらご理解をいただければと。そのためにも、我々はそういったことはないということは断言させていただくとともに、お話につきましてはこの議会でご理解をいただければという思いであります。

○議長【鈴木隆昭君】 ちょっと待ってください。今村長答弁で、———————と言いました。

(———————の声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 —————というふうに私には聞こえたのですが、いかがですか。

(休憩の声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩 (午後 1時43分)

---

再開 (午後 2時19分)



○議長【鈴木隆昭君】 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 近隣の町村においては、実績としてのことがあって、隣の、隣というのは普代村、これは厨房機器、年度的には普代村、それからあと……固有名詞は……あと南のほう、言ってもいいですか、これの分は調べましたので、山田町だとかということは調べて、それらを参考にもしながら、そして田野畑村に関係しているそういう実績のある業者ということを選定しました。

○1番【中村芳正君】 今私の質問に対しては何件ありましたか、聞いたのが。

○議長【鈴木隆昭君】 1番、私指名しませんので、もう一回。

1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 はっきり聞こえなかったわけなので、何件、何市町村ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 近隣という意味が何町村かということ。

○1番【中村芳正君】 はい。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 近隣というのは、最近の実績を踏まえたのが2町村。

○議長【鈴木隆昭君】 1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 今までも給食センターを造るとき、指名入札のときは11社の方が2回あったわけではないですか。それから、13社が1社、そういった中ではこれが備品だった関係上もあるのだかどうか。やはり入札自体は、競争入札もそうなのですが、入札は業者のやっぱり競り合いの下で、それで安いところうえしたがるということで、そこで決めていくわけで、その中で3社というのは、やっぱり少な過ぎると私は思うのです。最近、津波から以降、いろいろ台風15号、今年の台風16号、災害だらけで、えらい金額で見れば結構な金額になるわけです、7,000万円という。そういったようなことから考えが少し硬直化したり、そういったようなこともあって、村民の方からはいろいろ疑問があったりして、そういったことから出たかもしれないし、やっぱり今度のことを肝に銘じてやっていく考えはありませんか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 委員会としても私としても、今お話ししたとおりに、学ぶことはあるかと思えますけれども、経験値のない業種、業務がために他の市町村も参考にしたという中での結論だということに対してはご理解いただくとともに、ご意見のあった点については、これは学ぶこともあろうかと、こういう点は、そういう姿勢はしっかり学んでまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 みんなそれぞれ村民苦しんでいるわけで、やっぱり工事やるにしても、備品を買うにしても、広い中から、9番議員も申し上げていますが、やはり村内業者を使う方法とか、そういったようなことも考える必要もあるのだと思います。私は、素人なのですが、この備品を

買うというのは、給食センターの備品は、そんなに技術的な、高い高度な技術を要するようなものではないと思っていますのです。田野畑の人でも、ほかの人とか、冷凍庫とか、それからまず違ったような、今結構ITとか、そういったようなの使うために、レベルの高い技術なようなところもあるかもしれないのですが、やっぱり入札業者は近い業者を入れて、田野畑の仕事を増やしていくと、そういった意味もあると思うので、そういったことは考えなかったのでしょうか。そんなことというのはとかそういったことについて聞きます。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 指名の関係においては、先ほど言ったとおり実績というものがあるといこととかそれからやっぱり給食センターという大きな、300食もつくるような、そういうふうな施設の中で考えるときに、どうしても施設そのものが、厨房そのものが一体的なものもあるようなことだとか、そういうものを加味しながら考えた中での実績だとかというのを言っているわけですが、そういう意味で総合的な機器メーカーというようなことを考え、そしてさらには当然田野畑村にもそれに合うような実績を持っているようなところというふうなことを考えた結果の3社というふうな考え方があります。言われたとおり、これが規模的なものだとかというふうなものであれば、それは村の村内という方々もあるのであれば、それはそれなりの考えていきたいというふうに思っています。議員のおっしゃっているとおり、村内を中心というものは工事の中で、様々な中でも村内を中心と考えていきたいというのは指名の中の第一優先だとは思っています。今回においては、給食センターというふうな大きなそういう総合的なメーカー、あれが必要だというふうな判断の下にいろんなことを考え、そして今後においてはいずれにしても村内というものの業者というものは第一優先で考えていきたいというふうに、議員おっしゃるとおりのことはそのとおりだと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 そういったようなことをやっぱり頭の中に、村民のために対して利益を。確かに今、課長は高度な技術を要すると。一般的から見れば、私はそう思っていないので、一般的でなくて、それを使う人が頼めばすぐ解決するのであって、やっぱりそういったようなことは頭の中に入れて、今後も道の駅、庁舎の部分も担っていくし、十分気をつけていくべきであろうと思っています。村長、お願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 工事もそうであるし業務もそうだろうし、今中村議員がお話しされた点は、一義的に村の経済を潤すという点で考えなければならないと思います。同時に、今担当課長が話したように、総合的な視野もあれば、それによって値段がどうなるかということもあろうし、様々なことを組み合わせながら、理想型はどうあるべきかということは今回においてもまた、これからにおいても考えるべき議論だよということを今議論した中で感じたところでありますの

で、そういったことを基本として、これからも学んだことを生かしてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 関連して何うのですが、これは指名するような金額でないにしても、見積もり入札等々にしても村内の業者、業種は申しませんが、何か偏ったような受注を受けているのか、受注しているのか、その区分けは分からないが、明らかにそういう状況が見えることは確かだなと思います。具体的なものは、要旨的なことは申し上げませんが、それは誰が見ても、どなたからあれしてもそのようなあれが実際あることは確かだし、それからせっかくの機会ですが、現在の給食センターのいわゆるスタッフ、羅賀荘そのもの、その業者というか、羅賀荘に委託してやっているわけですが、そのスタッフ、従事者は現在何名ぐらいで、この新しく給食センターが運営するようになった場合はどのようにスタッフの数の変更が出るのか出ないのか、それを伺いたいと。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 現在給食センターの労務、調理の委託は4名で行っておりますが、新給食センターにおいては2名増員し6名を予定しております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 施設が新しくなって増えるというように理解したのですが、そうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 2名増員するというところでございます。理由は、給食センターの衛生基準において、資料をちょっと申しますと、平面図を出していただきたいのですけれども、ここで申し上げます、下処理場、それから調理室、簡単に行き来できないようになっておりまして、調理室に入る場合にはシャワー等くぐっていくと。下処理室と調理室は直接行き来できないというような形で、若干時間的にロスが出ますので、2名増員して業務を行いたいという内容でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 もちろん給食、食べ物であるから、衛生に対しては万全な形をとることが当然な話だと思いますが、しかしながら規模も大きくなった、作業範囲も広いだらうが、現実的に4名で今やっているものを6名になるというのは、金をかけてなおさら経費もかかるというように理解せざるを得ないとしか言えないわけですが、余り本来は逆かなと思って期待したのですが、施設が新しくなれば作業従事者も少なくなくて済むのかなと思って期待したのですが。というのは、人口もそのとおりに年々減っていくことも確か。したがって、児童生徒も、給食を受ける立場のあれも減ることは間違いないわけですが、それにそのような従事というのはちょっと余り理想とは思いませんし、それとこれは村長の分野だと思うのですが、今羅賀荘で委託を受けた形でやっているわけですが、前は公社がやっていたのですが、これから先のことはどのように考えてい

ますか、委託業者の。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 私のほうからは、調理の委託の人数についてご説明いたします。

現在4名で準備しておいて、慣れない場所での調理になります。慣れないことによって給食が時間まで間に合わないとか、そういう事案も発生する可能性がありますので、まず2名を増やしたいということでございます。これは、未来永劫ずっと6人でやるということではなくて、もし慣れてくれば人員を減らすというような考え方もあるのかなというふうに思っておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 村長の立場と併せて、ホテル羅賀荘の会社が受注しているからという意味合いもあり、公社のこともありということだと思っておりますけれども、この経過は前も話をしたとおり、公社改革で職員の人たちが外注を受けるのではなくて、本体そのものの強化を図っていくために給食センターの受注というのは避けて本業のほうに集中したいという意見がございました。よって、その流れで受注を控えるということになったと。しからば、それを子供たちに給食出す、村内でのということになったときに、その一翼を担うということで羅賀荘が申し出たわけですし、今関連して次長が話したとおり、固定をせずいろんな形がこれからあると思っておりますけれども、子供たちをまずは大事にしていくという中で、どういう形が委託にいい、給食センター運営するにベストなのか、ベターなのかはみんなで協議しながらお願いしていくという流れになろうかと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この種のいわゆる給食センターに関わる問題というのは、本来は公社の話にしても、議長も認めるか認めないか、要するにこのことによって、羅賀荘も厳しい経営、それはそのまま理解するし、このことによって公社もさらに厳しい赤字が増えるということは見え見えだと思うのですが、そういう問題はないですか。いわゆる赤字等々の問題は経営をさらに圧迫していくような状況ではないかと思うのですが、その点は心配ないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これらの食品事業、特に今度のコロナウイルス等々の問題等があれば、これ経済そのものがいろんな意味で範囲が小さくなっていくことはあろうかと思っております。また、公社としても、これを自立していくというステージにするためには、お話しした努力しているわけですし、先般も打合せ会議を開きましたけれども、いずれ自立していくためには営業と生産というもののバランスをしっかりと自分たちで整えていかなければならないのだという今そこに、ステージに立っているわけですから、議員がおっしゃる点については、移行期間において厳しい点はあるかもしれませんが、これは中長期に考えれば、決してこれは無駄でない流れだとは思っておりますので、いずれ村に頼ることなく、自分たちで活路を見出すという姿勢を貫いてもらいたいと

いうことはお願いしているし、そういう段階でこのステージをただただ終わらせないように努力していくことが大事だと思っています。この点については、厳しい点はあろうと思いますが、長い目で、もしくは中長期で物事を考えて、これを打破してまいりたいということで職員等々同じ気持ちで今臨んでいるところです。確かに厳しいところは厳しいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 3時まで休憩いたします。

休憩（午後 2時41分）

---

再開（午後 3時07分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程の追加について

○議長【鈴木隆昭君】 お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

◎会期延長の件

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第1、会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間と議決されていますが、審議を継続するため2月28日まで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、会期は2月28日まで延長することと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 3時08分）

---

再開（午後 3時09分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

---

◎延会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 お諮りいたします。

本日の審議は留保し、これをもって延会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

(午後 3時09分)